

# 都城市消費生活センター (都城市役所2階 コミュニティ文化課内)

## <消費生活相談>

相談日時 午前9時～午後4時まで  
(月曜日～金曜日)

相談方法 電話、面接  
※面接相談はできるだけ事前にご予約ください

## <無料法律相談>

毎月第4金曜日(13:00～16:00)  
※要予約…無料法律相談日の前々日までに  
相談専用電話まで連絡ください。

相談専用電話

**0986-23-7154**  
又は188(消費者ホットライン)

※188は最寄りの消費生活相談窓口につながります。

## 都城市消費生活センターだよりVOL.2

～consumer center news～

消費生活センターは暮らしの中の  
様々なトラブルの相談を受け付けています  
お気軽にご相談ください

消費生活に関する無料の出前講座も行っています  
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの  
際はぜひご活用ください

安心

安全な  
生活



## 出前講座のご案内

都城市消費生活センターでは、暮らしに役立つ出前講座を実施しています。昨年度は高齢者学級や学校、地域の集まり等で、44件の依頼を頂き、悪質商法や特殊詐欺についての講座を行いました。

### <テーマ>

- 悪質商法から財産を守る
- 電話で詐欺の話
- ネット社会の歩き方

市内どこでも伺いますので、お気軽にご依頼ください。



## 実施報告

10月30日にイオンモール都城駅前店で街頭啓発を行いました。

消費生活に関するクイズや、啓発グッズ等を配布して、暮らしの中に潜むトラブルの注意喚起をしました。お子様には風船をプレゼントしました。



事例ポスターの展示



勉強になるなあ

ぼんち君も参加してくれました！

参加して頂いた方、ありがとうございました。今後も継続的に行っていく予定ですので、気軽にご参加ください。

他にも幅広いテーマでのセミナーやイベントを計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。



イベントや注意喚起などはホームページで確認



都城市消費生活センター

検索

## 多発警戒中！架空請求にご注意！

### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号 013948

この度、貴方の未納された総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟等し入れられたことを本状にてお知らせします。

下記の通り支払、義務付けられた最終期日までにご返済が履行され、管轄裁判所から裁判日付を決定する判決状が送付され、即座に指定の裁判所へ送付となります。尚、裁判を決定されると相手方の強い立場が保たれ、執行官立ち入り等の止、あなたの給料、資産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご依頼に関しては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。尚、個人債務保証の為、ご本人様からご依頼をまずよりお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年3月1日

都城市消費生活センター  
〒870-0001 都城市日吉1番7号  
消費者相談窓口  
受付時間 9:00～18:00(日・祝日を除く)

身に覚えのない内容を請求して来る、架空請求というトラブルがあります。身に覚えがない請求には相手に連絡をしたり、お金を振り込んだりしないでください。「法的措置をとる」などと記載してあったり、実在する業者を語って請求をしてくる手口もあります。

不安な場合や判断がつかない場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



消費生活相談事例 「こんなトラブルありました」

### パソコン使用中に偽の警告画面！慌てて連絡しないで！

インターネットを閲覧中に、突然大きな警告音が鳴り響き、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示された電話番号に電話をすると「ウイルス感染している。セキュリティソフトの購入が必要」と言われ、遠隔操作で作業をしてもらいクレジットカードでお金を支払ってしまった、という相談が相次いでいます。警告画面が表示されても慌てて相手方に連絡をしないですぐに画面を閉じ、消費生活センターに相談しましょう。

慌てないで！



### 編集後記

暮らしの中には様々なトラブルがあり、その手口も複雑巧妙化しています。消費生活センターは常に新しい情報にアンテナを張り、安心・安全な生活を確保するために活動していきたいと思えます。



借金・ネット・悪質商法！  
ご相談は  
都城市消費生活センターへ